令和3年第1回取手市議会臨時会議事日程(第1号)

令和3年 1月20日(水)午前10時開議

日程第1 会	議録署名議員の指名
--------	-----------

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議 案 第 1 号 令和2年度取手市一般会計補正予算(第9号)

日程第5 議案第2号令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

地方自治法第121条により令和3年第1回臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取 手	市	長 藤	井	信音		取	手	市	教	育	長	伊	藤	哲
-----	---	-----	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 委任を受けた説明員

副						市					長	吉	田	雅	弘
政		5	耟		推		進		部	3	長	井	橋	貞	夫
財				政	:		Ī	部			長	牧	野	妙	子
福				祉	:		Ĭ	部			長	稲	葉	芳	弘
健		Ę	表		増		進		部	3	長	大	野	安	史
ま	J	ち	づ	ì	<	り	振		興	部	長	野	П		昇
建				設			Ĭ	部			長	前	野	:	拓
都		ī	fi		整		備		部	3	長	齌	藤	嘉	彦
会			計	•		管			理		者	稲	見	1	忠
総		務		部	総		務		課	Į	長	秋	Щ	和	也
					人		事		課	Į	長	軽	部	幸	雄
政	策	推	進	部	政	策	拼	É	進	課	長	彦	坂		哲
財		政		部	財		政		誹	Į	長	中	村	有	幸
健	康	増	進	部	健	康~	づく	ŋ	推	進 課	長	樋	П	康	代
					保	健	セ	ン	タ	_	長	助	Ш	直	美
ま 振	ち	づ興	<	り 部	産	業	括	莨	興	課	長	海	老	原光	軍 夫
政	策	推	進	部	政	策	推ì	隹	課員	副参	事	髙	中		誠

教育委員会	教 育	部 長	田中	英 樹
-------	-----	-----	----	-----

沙环	77±	本	寸/7	沙坑	7士	Ħ	Н	村	/ /:1 1-	_
刊	趵	4	口()	们	防	文	4	小儿	涯	_

令和3年第1回取手市議会臨時会会期日程

日次	期日	曜日	会 議	時 刻	議事	備考
1	1/20	水	本会議	午前 10 時	開会、議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決、閉会	

取市発第447号 令和3年1月14日

取手市議会議長 齋藤久代殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について(報告)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の 専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第23号 損害賠償の額を定め和解することについて (事故後の対応)当該事故現場で浮き上がった縁石を撤去するとともに,道路の舗装 作業を再度実施しました。

専決処分第24号 損害賠償の額を定め和解することについて 専決処分第25号 損害賠償の額を定め和解することについて

(事故後の対応)各案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属 長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう それぞれ指導しました。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月15日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

2 事故の概要

令和2年9月8日午後6時45分頃,取手市戸頭278番地先の市道において,相手方所有の自動車が走行していたところ,当該道路に埋め込まれていた縁石が浮き上がっており,その縁石に当該車両の車輪が接触し,当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 37,488円(過失割合 市100:相手方0)

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月21日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

2 事故の概要

令和2年11月19日午後5時頃,取手市井野1264番地1の取手市消防本部庁舎裏駐車場内において,市職員が操縦訓練のため重機搬送車を後退させたところ,後方に駐車していた相手方の車両と接触し,当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 302,750円(過失割合 市100:相手方0)

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月23日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

2 事故の概要

令和2年11月5日午後5時頃,取手市寺田5139番地の取手市役所職員駐車場内において,市職員が駐車するために公用車を後退させたところ,隣に駐車していた相手方の車両と接触し,当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 47,600円(過失割合 市100:相手方0)